

東電福島第一原発での被ばく限度の適用について

23/3/14

11/1

ステップ2完了 (12/16)

24/5/1

特例省令

改正特例省令
+ 電離則第7条

電離則第4条・第7条
+ 特例省令廃止省令の経過措置

電離則第4条・第7条

11/1
より後に
緊急作業
に従事
する者

緊急作業期間中

100mSv

(電離則第7条(緊急被ばく限度))

原子炉冷却、放射性物質放出抑制
設備のトラブル対応作業従事者

緊急作業期間中

250mSv(改正特例省令)

50mSv/年かつ100mSv/5年

電離則第4条
(通常被ばく限度)

緊急作業
期間中
250mSv
(特例省令)

11/1
以前から
緊急作業
に従事し
ていた者

緊急作業期間中

250mSv

(改正特例省令の経過措置)

原子炉冷却、放射性物質放出抑制設備の
機能の維持のための作業従事者

緊急作業期間中

100mSv(電離則7条)

原子炉冷却、放射性物質放出抑制設備の機能の維持の
ための作業の実施のために必要不可欠な高度な知識経験を
有する者で、100mSvを超える線量を被ばくした者

H24.4.30までに限り、緊急作業期間中

250mSv

(特例省令の廃止省令の経過措置)

※ 東電の社員のみ(約50人)

※ 総実人員約2万人のうち、
100mSv超の者は、167人
(うち東電社員は、146人)

